

日本老年学会会則

1963.11.04

2023.06.16 改定

第1章 総則

第1条 本会は日本老年学会（The Japan Federation of Gerontological Societies）と称する。

第2条 本会は日本老年医学会、日本老年社会科学会、日本基礎老化学会、日本老年歯科医学会、日本老年精神医学会、日本ケアマネジメント学会、日本老年看護学会、および日本老年薬学会の8学会（以下「構成学会」と言う。）をもって構成する。

第3条 本会の事務所は東京都文京区湯島4丁目2番1号に置く。

第2章 目的および事業

第4条 本会は広く老年学を研究し、領域横断的な研究を促進し、老年学の進歩発展を図るとともに、老年学にかかわる人材の育成と社会啓発を行うことを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 機関誌、図書その他の刊行
3. 学際的共同研究・事業の推進
4. 国際老年学協会（IAGG）を通じた国際活動
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第6条 本会の会員は次の3種とする。

1. 正会員
2. 名誉会員
3. 賛助会員

第7条 正会員は構成学会の正会員をもってあてる。

第8条 名誉会員は、本会の主旨に関して特に功績のあった者で、構成学会の名誉会員のうち当該学会の推挙を得たものを理事会の議を経て推戴する。

- 2 名誉会員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。

第9条 賛助会員は、本会の主旨に賛同してこれを援助する個人または団体とする。

- 2 賛助会員となることを希望する個人または団体は、理事会の議を経て、本会の賛助会員となることができる。

第4章 役員および会長

第10条 本会に次の役員を置く。

- 理事長 1名
理事 54名以内（理事長を含む）

幹事 若干名

- 第11条 理事長は本会を代表し、会務を総括し、総会、理事会において議長となる。
- 2 理事長の選出については別に定める。
 - 3 理事長の任期は4年とし、1回のみ再任を認める。ただし再任後の任期は2年とする。
- 第12条 理事は理事会を組織し、重要会務について審議し、理事長の諮問に応じ必要と認める事項について助言する。
- 2 理事は構成学会の推薦にもとづき理事長が委嘱する。
 - 3 構成学会が推薦できる理事の員数は、理事総数の過半数を構成学会に等しく配分し、残りの員数を各構成学会の正会員の数に応じて按分するものとする。
 - 4 理事の任期は次期の学術集会の終了日までとし、再任を妨げない。
 - 5 補欠として推薦された理事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 第13条 幹事は理事長の命をうけ日常の会務を担当する。
- 2 幹事は理事長が指名する。
- 第14条 学術集会を主宰するために会長をおく。
- 2 会長の選出については別に定める。
 - 3 会長の任期は前会長の主宰する学術集会終了日の翌日から、当該学術集会終了日までとし、再任を認めない。

第5章 会議

- 第15条 総会は正会員をもって構成する。
- 第16条 理事会は原則として年1回以上開催する。
- 2 理事長が必要と認めた場合、または理事の3分の1以上からの請求があったときには、理事会を開催しなければならない。
- 第17条 理事会は次の事項を審議する。
1. 理事長および学術集会会長の選出
 2. 事業計画、事業報告、予算ならびに決算
 3. その他理事長または理事会が必要と認めた事項
- 第18条 総会ならびに学術集会は原則として隔年に開催する。
- 2 総会ならびに学術集会の開催期日および場所は理事会の議を経て会長が決定する。
- 第19条 本会に委員会をおくことができる。

第6章 会計

- 第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第21条 本会の経費は構成学会の分担金、賛助会費、各種補助金および寄付金をもってあてる。
- 2 分担金の額は、正会員1名あたり年額200円とする。
 - 3 賛助会費の額は、構成学会の賛助会員であるもの場合は1名もしくは1団体あたり年額1口2万円、構成学会の賛助会員でないもの場合は1名もしくは1団体あたり年額1口10万円とする。
 - 4 本会名誉会員については分担金を要しない。

5 分担金の算出は当該事業年度の始日の会員数に基づく。

第7章 加盟および脱退

第22条 本会への加盟を希望する学会等は、理事会の議を経て、加盟することができる。ただし、理事会においては、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第8章 会則の改正

第23条 本会則の改正には、理事会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 第12条3項に定める構成学会が推薦できる理事の員数は、2025年4月1日を起点として4年毎に見直すものとする。